

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 4月 1日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉水溶存酸素濃度計点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	
2	2号機	原子炉格納容器除湿冷却系空調機バイパス冷却水温度調整弁駆動部計装品点検において、ポジション用圧力計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該部を修理	D	
3	2号機	主タービン第1・2軸振動計点検において、計器ケーブル接続部ゴムに劣化（変色）が認められたため、当該ゴムを交換	D	
4	2号機	補機冷却系海水ポンプ出口ヘッダ圧力変換器点検において、計器入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	2号機	タービン建屋補機冷却系サージタンクレベルスイッチ点検において、レベルスイッチ入口弁（H側）にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	主タービン複合中間止め弁（2）制御配線点検において、制御配線箱蓋に一部損傷が認められたため、当該蓋を交換	D	
7	2号機	主発電機密封油装置密封油真空ポンプ（B）点検において、潤滑油電磁弁ケーブル接続部端子のビス穴不良が認められたため、当該端子を交換	D	
8	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A・B）点検において、反カップリング側軸受潤滑油戻りライン用フローガラスに油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
9	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（14-43、18-03、22-51、26-27、38-39）アキュムレータ窒素圧力計点検において、計装配管接続部より窒素のリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	気体廃棄物処理系サンプル流量計入口圧力計（A）点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
11	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（B）点検において、カップリング側メカニカルシールスリーブに浸食及びブッシュに割れが認められたため、当該部を交換	D	
12	2号機	制御棒駆動水ポンプ出口フィルタ（A）上蓋フランジに水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	2号機	直流125V電源（A）系に「直流125V A系地絡」の警報発生が認められたため、当該系統を点検・修理	D	
14	3号機	共用所内ボイラ起動変圧器防災盤に「直流電源低電圧」の警報発生が認められたため、当該盤警報回路を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	5号機	供用期間中検査における原子炉内超音波探傷検査（2箇所）において、超音波探傷検査装置使用前計器校正データに入力誤りが認められたため、当該データを修正及び再検査実施	C	
16	5号機	中央操作室制御盤（9-5）給水流量制御系指示計点検において、計器本体に一部損傷（割れ）が認められたため、当該指示計を交換	D	
17	5号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）流量調整弁駆動部計装品点検において、ポジション計装配管接続部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
18	5号機	ほう酸水注入系ドレンタンク上蓋パッキンに劣化及びホース接続金具のねじ山に一部損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	5号機	ほう酸水注入系テストタンクドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
20	その他	海生物焼却設備汚泥貯留ホッパ（A）出口に汚泥の詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで